

南日本銀行・人事諸制度改定提案の撤回を求める決議

南日本銀行は昨年6月、“「やりがいを実感できる」組織への進化～役割と責任の明確化と原資の再配分を実現する制度の構築～」と称して人事諸制度の改定提案を行ってきた。

その内容は、①通常日を現在の特定日なみに8時30分から17時30分へと就業時間を30分延長（年間で70時間以上の延長）、②専任行員年齢の57歳から55歳への引き下げ、③特別有給休暇（連続休暇や夏期・冬期休暇）の廃止、④給与体系改定による賃下げや諸手当の廃止・引き下げ、⑤等級加算をなくし役職加算を増やすという退職金規程の改定など、改悪のオンパレードとなっている。

労働時間は長くなる、給与・手当、退職金は減る、休みは減る、これでどうして「やりがいを実感できる」組織になるといえるのか。「原資の再配分」という名のもと、多くの職員の給与・手当、退職金を削減して一部の人のみ優遇するような改定は、中期経営計画達成のため全役職員が「英知を集結」することを妨げるものではないか。「全員営業態勢の確立」というなら、渉外手当を廃止するのではなく、全員に渉外手当を支給すべきではないか。45歳からの早期退職優遇制度の導入と45歳以上への準住宅手当の廃止は、45歳退職を迫るものといわざるを得ない。

とりわけ就業時間の延長は、日本の長時間労働への国際的な批判の中で、ゆとりある生活実現のため、完全週休二日制導入を始めとする労働時間短縮をすすめてきた歴史の流れに反するもので、絶対に認められない。

金融労連は、南日本銀行に対し改定提案の撤回を求めるとともに、南日本銀行従組を支援して断固たたかうものである。

以上、決議する。

2013年2月3日

金融労連第7回中央委員会